# 平成27年度第8回庁議 会議録

[日 時] 平成27年11月19日(木) 9時~10時30分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長 監査委員事務局次長、選挙管理委員会事務局次長代理出席

# [会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 市議会定例会提出議案について(関係部局)会派説明報告(企画部)(経済部)(2) 第五次新居浜市長期総合計画の見直しについて(企画部)
  - (3) 新居浜市過疎地域自立促進計画について (企画部)
  - (4) 新居浜市人口ビジョン及び総合戦略について (企画部)
- 3 連絡事項 なし

# 1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、12月1日に第6回市議会定例会が開会される。 また、今週の月曜日、水曜日と会派説明が開催され、質疑応答もあったと思うが、 各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応を お願いする。

#### 2 議事

# (1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

市長

それでは、議事に入る。

「市議会定例会提出議案について」議案に沿って建設部から説明をお願いする。また、会派説明を行った部局は、議案の説明後、報告をお願いする。

建設部長

建設部から報告2件、一般議案1件、条例議案1件について説明する。

報告第28号及び報告第29号、「専決処分の報告」については、 いずれも「和解について」である。

本件は、平成27年9月7日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者等11人及び連帯保証人10人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起していたが、このうち入居者2人について、相手方から滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来通り継続させてほしいとの申出があった。この申出に基づき、訴訟代理人と協議した結果、住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額支払という市の基本的な意向のうち、滞納家賃等の全額支払という最低限の意向が確保されたことから、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成27年10月19日及び11月6日に、それぞれ専決処分をしたので、報告するものである。

次に、議案第87号「新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の 指定」について説明する。

新居浜市自転車等駐車場である新居浜駅前駐輪場については、 平成26年度から指定管理者制度を導入しており、新居浜駅南口 広場駐輪場については、平成27年6月に供用を開始し、現在、 市が管理運営を行っている。今回の選定については、新居浜駅前 駐輪場及び新居浜駅南口広場駐輪場を一体的に管理することにより、さらなる経費縮減、業務の効率化、及び利便性の向上が期待 できることから、2施設について公募を実施し、「新居浜市指定管 理者候補者選定委員会」による審査の結果、指定管理者に、「公益 社団法人新居浜市シルバー人材センター」を指定するものである。 なお、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日 までの5年間を予定している。

次に、議案第92号「新居浜市建築審査会条例の一部を改正す

る条例」の制定について説明する。

本議案は、建築基準法の一部が改正され、新居浜市建築基準法の建築審査会委員の任期が条例に委任されることに伴い、その任期を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。建築審査会委員の任期については、省令で定める基準を参酌して検討した結果、同基準が妥当であると判断し、国の基準と同一の内容としている。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

なお、追加で、専決処分の報告(和解)を予定している。

福祉部長

福祉部からは、一般議案3件、条例議案1件について説明する。まず、議案第83号「新居浜市立児童館の指定管理者の指定」については、新居浜市立児童館は平成18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。今回、指定期間が平成28年3月31日をもって終了となることから、公募した結果、新居浜市社会福祉協議会の1団体のみの応募ではあったが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、利用者のニーズに沿った施設管理の創意工夫も見られ、今後とも利用者の利便に沿った運営を期待したいとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市立児童館の指定管理者に社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会を指定するものである。なお、指定期間については、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案第84号、「養護老人ホームの指定管理者の指定」については、新居浜市立慈光園は平成25年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人 三恵会が指定管理者となり管理運営を行ってきた。今回、指定期間が平成28年3月31日をもって終了となることから、公募した結果、三恵会の1団体のみの応募であったが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、法人が持つ施設運営経験や介護・医療との連携を活かすことができ、地域活動においても創意工夫した展開を期待したいとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市立慈光園の指定管理者に社会福祉法人 三恵会を指定するものである。なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案第85号「新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定」については、新居浜市立老人福祉センターは平成18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が指定管理者となり管理運営を行ってきた。今回、指定期間が平成28年3月31日をもって終了となることから、公募した結果、社会福祉協議会の1団体のみの応募であったが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、介護予防の観点からも施設が果たす役割も大きく、利用者ニーズに沿った更なるサービスの向上を期待したいとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市立老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会を指定するものである。なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案第90号、「新居浜市国民健康保険条例及び新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」については、今回の改正は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の公布に伴い、個人番号の利用等が開始されることとなることから、個人番号の提供を求めることとなる書類である、新居浜市国民健康保険条例に規定する保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書並びに特例対象被保険者等に係る届出書並びに新居浜市介護保険条例に規定する保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書について、それぞれの記載事項に関する規定の見直しを行おうとするものである。なお、この条例は、平成28年1月1日から施行したいと考えている。

経済部長

経済部からは議案第86号及び議案第91号について説明する。

まず、議案第86号「新居浜市観光交流施設及び新居浜市東平記念館の指定管理者の指定」については、新居浜市観光交流施設は本年6月30日をもって廃止された新居浜市端出場温泉保養センターに代わる施設として、平成28年4月にオープンする予定となっている。また、新居浜市東平記念館については、市が直接管理運営を行ってきた。この2つの施設について、平成28年度から指定管理者制度を導入することとした。指定管理者制度の導入効果については、施設管理の効率化や市民や観光客に対してのサービスの向上等の効果があるものと考えている。今回、新居浜

市観光交流施設及び新居浜市東平記念館について公募を行った結果、「株式会社マイントピア別子」の1団体のみの応募であったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、新居浜市観光交流施設及び新居浜市東平記念館の指定管理者に「株式会社マイントピア別子」を指定するものである。なお、指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を予定している。

次に、議案第91号「新居浜市工業試験場設置及び管理条例を廃止する条例」の制定については、新居浜市工業試験場は「中小機械金属工業の技術の向上と普及を図り、その振興に寄与するため」、昭和47年に設置された施設である。これまで本市の工業の振興と技術開発のため利用されてきたが、設置以来43年が経過し、施設及び試験機が老朽化しており、引き続き、継続するためには、多額の維持管理費用が見込まれること、並びに近年、市内の事業所からの試験依頼が減少しており、同等の試験分析等が民間施設で可能であることから、平成28年3月31日限りで廃止しようとするものである。今後については、愛媛県産業技術研究所、ものづくり人材育成協会やえひめ東予産業創造センター等の産業支援機関、愛媛大学や新居浜工業高等専門学校等の教育機関との産官学連携の推進を図りながら、本市の基幹産業である「ものづくり産業」の技術、技能の維持向上に努めていく。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に会派説明の結果について報告する。

今回経済部からは、新居浜市工業試験場の廃止案について説明 を行った。

賛成意見としては、「工業試験場は過去は評判も良く、市内鉄工 関係の事業所の利用も多かったと思うが、現在赤字が続くのであれば、廃止は仕方がないと思う。もっと早く廃止に踏み切ったらよかったのではないか。12月議会に上程するということなので、いろいろな意見を精査して進めてもらいたい。」

また、否定的な意見としては、「県内で公的な試験場は、愛媛県産業技術研究所と新居浜市工業試験場だけである。その位置付けを細かく分析しておく必要があると思うが。工業試験場はどういった目的で設置されたのか。」「配布資料の内容(赤字等)や市内鉄工・機械関係の団体からの意見を廃止の理由にするのなら、納

得はいかない。」「工業試験場は廃止すると二度と設置することはできない。工業試験場の赤字だけに着目するのではなく、市内の中小企業に貢献できることはないのか。また、工業試験場を他に利用できる道はないのかを考えてもらいたい。」「監査委員からの指摘はどういう内容だったのか。」「工業試験場の検査料は、このあたりで一番安いと思う。今まで検査料の改定はいつ行ったのか。今になって、採算が合わないから廃止するというのはいかがなものか。現在に至るまでどういった努力をしたのか説明がないと、廃止についての判断はできない。」

その他、「工業試験場を廃止した場合、試験機等の処分はどのように考えているか。また、工業試験場の証明書は、公的証明書に当たるが、影響はないのか。」などの意見や質問が出された。

総務部長

総務部からは、契約議案1件、条例議案2件及び追加提出予定 の議案等について説明する。

まず、議案第82号「工事請負契約について」は、本議案は「角 野船木線橋梁上部工事」である。

去る11月10日、2者による一般競争入札の結果、2億60 0万円で三井住友建設株式会社 四国支店が落札し、消費税及び 地方消費税額1,648万円を含む、2億2,248万円で、契 約を締結しようとするものである。

本工事は、角野船木線改良事業における橋梁上部工事であり、愛媛県が管理する2級河川の種子川に、橋長46.2 m、全幅員12.8 mの橋梁を架けようとするものである。工事の概要としては、まず、角野新田町側の施工ヤードにおいて、橋梁の主桁12本を製作し、次に、両岸の橋台間に架設桁と、門型の桁吊り設備を設けた後、角野新田町側の橋台背面に、引き出し軌道を整備する。次に、この引き出し軌道を使って、製作済みの主桁を船木側へ向けて引き出し、門型の桁吊り設備を用いて、所定の位置に据え付けるものである。また、本橋梁は、プレストレスト・コンクリート橋としては橋長が46.2 mと長く、主桁の製作と据付けを一連で行う必要があり、工事期間として、11か月程度を要する見込みであるため、平成27年度と平成28年度の継続費を組んで執行するものである。

次に、議案第88号「新居浜市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用に関する条例の制定について」は、平成25年5月31日に公 布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律」いわゆる「番号法」によって、個人番号の 利用等が平成28年1月1日から、開始されることとなっている。 個人番号の利用範囲は、番号法により制限されているが、社会保 障・税・防災の分野において、地方公共団体が条例を定めた場合 には、番号法に定められていない事務についても個人番号を利用 できることとなる。また、本市の同一執行機関内で個人番号を利 用して情報連携を行うには、条例を定める必要がある。本議案は、 本市においても個人番号を利用した効率的な情報の授受を可能と するため、当該利用について必要な事項を定めようとするもので ある。条例の主な内容としては、第1条では条例の趣旨、第2条 では用語の定義、第3条では個人番号の利用に関する市の責務、 第4条では個人番号の利用範囲、また別表第1では独自利用事務、 別表第2では複数の事務間での特定個人情報の利用等について定 めている。なお、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規 定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から、その 他の規定については、平成28年1月1日から施行したいと考え ている。

次に、議案第89号「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて」は、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「地方公務員災害補償 法施行令」の一部改正等により、新居浜市議会の議員その他非常 勤の職員に対する公務災害に係る年金たる補償及び休業補償につ いて、他の法令による給付との受給調整、及び所要の条文整備を 行おうとするものである。まず、附則第5条第1項の表の改正に ついては、地方公務員共済制度創設以前の在職期間である追加費 用対象期間を有する者が、特例による障害共済年金又は遺族共済 年金を法律の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚 生年金が支給されることとなるため、厚生年金として減額対象と することを規定しようとするものである。次に、附則第5条第2 項の表の改正については、用語の定義を定める引用法令が改めら れたことによる所要の条文整備を行おうとするものである。また、 附則においては、この条例の適用日前に支給すべき事由の生じた 適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事 由の生じた休業補償について、従前の取扱いとするなどの経過措置を規定しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、本年10月1日から適用したいと考えている。

次に、追加提出を予定している議案等については、まず、「新居 浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」は、 「地方公務員法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、人事評 価制度の見直しによる、勤勉手当の支給要件の変更を行うため、 条例の一部を改正しようとするものである。

また、平成27年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)他5件の補正予算については、「平成27年4月1日付の人事異動に伴う職員個々の給料、手当等の各費目の増減分」を措置しようとするものである。なお、「人事院勧告に伴う職員等の給与改定」による条例改正及び補正予算については、臨時国会の召集が不透明な状況にあり、年内に国家公務員に係る給与改定が行われない可能性が濃厚であることから、国における給与法の改正の措置を待って、関連議案を提出したいと考えている。

次に、人事議案については、まず、新居浜市教育委員会の委員 の任命は、新居浜市教育委員会の委員 宮内文久氏、長野美和子 氏の任期満了に伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を 求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦は、人権擁護委員 村上嘉 一氏の辞任及び久保弥生氏の任期満了に伴い、新たに委員の候補 者を推薦するについて議会の意見を求めるものである。

消防長

議案第93号「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例」の制定について説明する。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が、本年10月1日に施行されたことに伴い、所要の条文整備を行おうとするものである。改正の内容については、附則第5条第1項から第6項においては、当該年金たる損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の事由により、社会保障給付の支給を受ける場合に、調整を行うことの規定である。一元化法の施行に伴って、追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金と同様に取扱うこととし、また、公務上の災害に係る年金た

る損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる 調整率を用いることにより、非常勤消防団員等に対する年金たる 損害補償及び休業補償の適正化を図るための改正をしようとする ものである。また、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金た る損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じ た適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適 用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる 損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償につい ては、なお従前の取扱いとするなどの経過措置を規定しようとす るものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、本年1 0月1日から適用したいと考えている。

企画部長

議案第94号から議案第97号までの予算議案4件について「平成27年度12月補正予算案の概要」に沿って説明する。

今回の補正予算の規模については、一般会計の今回の補正予算は、7億7,854万7千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ498億4,396万3千円とするもので、これを前年度同期と比較すると、17億2,050万8千円、3.6%の増となっている。特別会計については公共下水道事業特別会計など3つの特別会計の補正となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業について説明する。

公共事業では、「小学校非構造部材耐震対策事業」について、屋 内運動場等照明落下対策事業が国の補助事業として追加採択され たことから、各小学校の体育館等の照明落下対策工事費として、 8,637万8千円を追加するものである。「中学校非構造部材耐 震対策事業」についても、小学校と同様に国の補助事業として追 加採択されたことから、各中学校の武道場等の屋根改修工事費等 として、1億2,103万8千円を追加するものである。公共事 業費は、これらにより2億741万6千円の追加となっている。

次に、単独事業では、「女性総合センター整備事業」について、 新居浜市立女性総合センターの窓枠の改修工事費として、748 万4千円を追加するものである。単独事業費は、これらにより 1,618万9千円の追加となっている。

次に、施策事業では、「障害児通所支援事業費」について、制度 の浸透及び事業所の増により利用者数等が大幅に増加したため、 児童福祉法に規定する障害児通所支援等に係る扶助費等として、

7,004万円を追加するものである。「地域型保育事業費」につ いては、市が認可する地域型保育事業所の増加による利用者数の 増加などにより、子ども・子育て支援法の規定に基づき、施設運 営に係る給付費として、1,329万1千円を追加するものであ る。「地産食材六次産業化推進事業費」については、一次産業の振 興を目的とし水産資源の有効利用を図るため、漁業者が設立した 六次産業化を目指す法人に対して初期投資を支援するもので、地 域経済循環創造事業補助金として、1,000万円を追加するも のである。「企業立地促進対策費」については、新居浜市企業立地 促進条例に基づく奨励金として、3億1,617万7千円を追加 するものである。「観光交流施設準備事業費」については、平成2 8年4月にリニューアルオープンする予定のマイントピア別子に ついて、テレビCM等で周知するとともに、円滑な施設運営のた めの事前準備研修を行うため、広告料及び委託料として、545 万円を追加するものである。施策費については、これらの事業で、 3億9.687万6千円の追加となっている。

次に、経常経費では、「児童保育費」について、公定価格の増加等に伴い、特定教育・保育施設に位置付けられる私立保育所16 園に対する運営委託料として、1億6,721万3千円を追加するものである。経常経費については、1億5,806万6千円の追加となっている。

次に、災害復旧事業費については、平成27年7月の台風11 号より被災した農林漁業施設等の復旧を行うにあたり、単独災害 として採択可能な事業について財源補正を行うものである。

これらを賄う財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債の特定財源のほか、市税、繰入金を充当している。

次に債務負担行為については、平成28年度から実施予定の指 定管理委託等のため、慈光園管理委託料ほか5件について、債務 負担行為を設定するものである。

次に、特別会計については、公共下水道事業特別会計は、受益 者負担金等の前納増による報償費の増額等について予算措置及び 財源補正をするもので、93万2千円の増額である。

国民健康保険事業特別会計は、介護納付金、後期高齢者支援金等の確定等による予算措置を行うもので、3,058万9千円の増額である。

工業用地造成事業特別会計は、工業用地造成事業(観音原地区) における公有財産購入費等について予算措置するもので、3億3, 200万円の追加である。

なお、追加提出を予定している新居浜市一般会計補正予算(第6号)ほか5件の補正予算については、平成27年4月1日付の 人事異動に伴う職員個々の給料、手当等の各費目の増減分を措置 しようとするものである。

続いて、会派説明の報告を行う。

まず、12月補正予算について、非構造部材耐震対策事業では、 「今回対象校になっていないところの安全性は保たれているの か。」女性総合センター整備事業では、「タイル落下防止工事検討 の際に2階南側の外壁と窓枠の改修が必要であると判明していな かったのか。」障害児通所支援事業費では、「今後を見据えた場合、 施設は増加していくのか。これに対し新居浜市はどう考えている のか。」「扶助費は現在も増えており、今後も増えてくるという将 来の見通しを話されたが、これは国県の指導だから市としては仕 方ないのか。」地産食材六次産業化推進事業費では、「決算の説明 では、学校給食への搬入も原価割れしたり、タダで提供したり、 販売実績にはならないので不安に思っていたが、この1、000 万円で外注していた加工が自前で出来るということか。」観光交流 施設準備事業費では、「接遇研修については含まれていないのか。」 「ホスピタリティー向上のための接遇研修も充実させるよう、市 からも働きかけるように。」債務負担行為では、「指定管理を行う 法人は評価点数が大体60点台であるが、何度も選定されている 法人であれば、常に改善に取り組んでいるはずなので、もっと点 数が高くなってもよいのではないか。」といった質問、意見があっ た。

次に、長期総合計画の見直しでは、自民クラブから「スポーツの振興と競技力の向上で、体育施設の整備の検討というのは、総合運動公園等自民クラブでも要望しているが、重点となっていないのはなぜか。」「優先順位が低いということか。」「道路整備の中で、安全快適な自転車利用環境の創出とあるが、どのようなことを考えているのか。」無会派から「総合運動公園については、構想の策定という表記に変わっているが、構想を作ったら、将来的には運動公園を作るということか。」「市民文化センターの改築はどうなっているのか。」「空き家対策については特措法も出来たので、

新たな取組が必要と思うが、どう考えているのか。」「教育文化の中で、給食施設の整備の検討とあるが、後期5年間でいうと検討では済まず、方針を決めて実施する段階になるのではないか。」といった質問があった。

次に、過疎地域自立促進計画では、公明党議員団・いずみ会から「給油所確保事業とはどのようなものか。」「三宅石油がどこまでやってもらえるのかという不安な要素があるが、タンクローリー車等を借りるとかの方が安価に出来るのではないか。」無会派から「別子観光センター跡地整備事業については、地域の方がこういったことをしたいという提案があれば実施していくという認識であるが、地域からの具体的な要望はあるのか。」「別子木材センターについては支援していってほしい。」といった質問や要望があった。

次に、人口ビジョン及び総合戦略では、「本市の大学卒のUターン促進について、希望する人を対象にした返済免除とあるが、全額免除なのか。」「社会増減の推移について、宇和島市や大洲市からたくさん新居浜市に転入してきているが、毎年このような傾向なのか。また、転入が多い理由は分析しているのか。」といった質問があった。

市 長

給与改定は、来年になるとどうなるのか。

総務部長

状況にもよるが、2月議会を予定している。

副市長

会派説明報告でもあったが、地産食材六次産業化推進事業費と 女性総合センター事業費については、予算委員会でも質問される ことになるので準備をしておいてほしい。

#### (2) 第五次新居浜市長期総合計画の見直しについて

(企画部)

市 長 次に、「第五次新居浜市長期総合計画の見直しについて」企画部 から説明をお願いする。

企画部長

第五次新居浜市長期総合計画は平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として策定しているが、策定から5年が経過し、中間見直しを本年度行うものである。特に、地方創生のための地方版総合戦略との整合性に留意していきたいと考えて

いる。

まず、基本構想については、基本的には見直しを行わないが、 将来目標人口の見直しと統計数値等の時点修正を行うこととして おり、主な変更箇所について説明する。

基本構想の序章、計画策定の目的には、「新居浜市人口ビジョン」の考え方に基づき将来人口の見直しを行うことを記載している。

次に、各個別計画との関連については、今年度策定の「新居浜市人口ビジョン」、「新居浜市総合戦略」や別子山地域振興のための「新居浜市過疎地域自立促進計画」、大島地域振興のための「新居大島地域振興計画」の各個別計画との整合を図ることを記載している。

第1章 計画策定の背景については、統計数値等の訂正に伴う時点修正を行っている。また、まちづくりに対する市民意識については、平成26年度に行った市民アンケートを基に、平成20年度と平成26年度の市民意識の比較や施策に対する市民評価の変化等について変更している。

続いて、第2章 まちの将来像について、基本指標(人口)は、「新居浜市人口ビジョン」との整合を図り、平成32年度の将来目標人口を12万人から11万6,000人に改めている。また、交流人口については、平成21年度からほぼ横ばいの状況であるが、あかがねミュージアムやマイントピア別子観光交流施設のオープンを控え、今後も交流人口の拡大を図っていきたいと考えていることから、現在と同じ300万人を目標としている。

指標でみる10年後のまちの成果指標のうち、基本計画の中で 設定していない指標について、変更を行った点を挙げる。

平成32年の目標値について、製造品出荷額等の目標値を6,000億円から7,000億円に、合計特殊出生率の目標値を1.6から1.9に、65歳健康寿命の目標値を男性16.47年から17.30年、女性19.96年から20.50年に修正をしている。

次に、基本計画の見直しについてである。基本計画については、これまで分科会で素案を作成し、11月6日の政策懇談会で中間案を協議している。その際、今後、総合戦略との整合を図ったうえで、最終案とすることとしていたので、総合戦略との整合において追加した変更点についてのみ説明をする。

まず、フィールド3経済活力の施策3-1工業の振興では、基

本計画1新事業展開の促進に、技術シーズ展示会の開催、2支援体制の強化・充実に、中小企業の事業継続に対する支援、4企業誘致及び立地の促進に、既存企業との連携強化を追加している。また、3-8雇用環境の整備・充実では、1雇用対策として、若者奨学金返済支援等の実施を追加している。

次に、フィールド4健康福祉の施策4-1健康づくりと医療体制の充実では、2母子保健対策の推進に、不妊治療への支援の推進、4-3児童福祉の充実では、2子育て支援の充実と連携に、子育て世帯に対する経済的・精神的支援の充実、3子どもと親の交流の場づくりに、子育て人材バンクの設置を追加している。

次に、フィールド5教育文化の施策5-4学校教育の充実では、 2社会変化に対応した多様な教育の推進に、学力向上事業の推進、 5-7スポーツの振興と競技力の向上では、2競技スポーツの振 興に、県立高校へのスポーツ特別コースの設置要望を追加してい る。

次に、フィールド6自立協働の施策6-4男女共同参画社会の 形成では、1男女共同参画の意識の高揚に、独身男女の出会いの 場の創出を追加している。また、施策6-6地域コミュニティの 充実では、3移住・定住の促進に、お試し移住・空き家バンク制 度の導入、若者定住・移住のための事業の実施を追加している。

最後に計画の推進の施策 7-1 開かれた市政の推進では、 2 情報提供メディアの複合的な利活用に、シティ・プロモーションの推進を追加している。

今後のスケジュールは、11月30日に政策懇談会を開催して、 基本構想、基本計画に関して協議を行う。そのあと、1月のパブ リックコメントを経て、基本構想については議決が必要なため、 2月議会に上程する。基本計画及び実施計画も含めて、予算編成 の3カ年実施計画の策定との整合も図り、3月までに後期計画を 決定したいと考えている。

副市長

国土強靭化の地域計画について、長期総合計画の中で考えなくてよいか。

建設部長

橋梁の長寿命化や港湾計画等、個々の計画としては盛り込んであるが、国土強靭化といったトータル的な謳いこみはしていない。

副市長 平成29年4月から生活支援コーディネーターを配置すること になっているが、記載してなくても構わないか。 大きい意味で、健康長寿社会の実現、健康寿命の延伸の中に含 福祉部長 まれる。 副市長 将来人口の中で、老年人口と老齢人口の2つの表記があるが。 事務局 老年人口が正しい。修正する。 建設部長 議会対応について、策定時は、各委員会に諮ったが、今回は中 間見直しということで、企画総務委員会だけとするのか。 前回の中間見直し時点での対応も確認した上で、議会とも相談 企画部長 して決定する。 市長 各部局長においては、再度、関係する個所を確認し、齟齬のな いようお願いする。修正はいつまでか。 1月にパプリックコメントをするため、12月中旬までにお願 事務局 いしたい。

#### (3) 新居浜市過疎地域自立促進計画について

(企画部)

市 長 次に、「新居浜市過疎地域自立促進計画について」企画部から説明をお願いする。

現在、平成22年度から平成27年度までを計画期間としているが、今回、過疎法の有効期限が平成32年度まで5年間延長されることになったことから、新たな過疎計画を策定するもので、登載予定事業のうち、新規事業について説明する。
「別子山ブランド創出事業」については、平成26年から実施している別子山未来プロジェクト事業を継続するとともに、地場産品等による別子山ブランドの創出を推進する。「市有林整備事業」については、1,600haある市有林の有効活用ということで、除間伐を計画的に継続していくとともに、地域材の有効活用に向けた森林経営計画等の策定に取り組む。「木材加工流通施設等

整備事業」については、地域材を活用し、別子木材センターにおけるスギ・ヒノキの製材品、集成材の加工流通量等の拡大を促進するため、木材加工流通施設等の整備に対し、支援を行う。「ゆらぎの森施設整備事業」については、オープンして15年が経過しているため、計画的な施設改修を進め、観光振興による地域の活性化を図る。「公衆便所維持管理事業」については、別子山に8箇所ある公衆便所の保守点検、清掃等の維持管理を行う。「給油所確保事業」については、三宅石油の地下タンクが平成33年で設置後40年を経過することから、ガソリンや灯油の安定供給の確保に取り組む。「地域おこし協力隊推進事業」については、任期3年3名の現体制を維持し、別子山地域で地域活性化のために活動していただくとともに、任期終了後の定住についても支援する。「住民参加型組織設立支援」については、別子山ブランドの創出等各種事業を実施するにあたり、地元の実施母体を作るということで、企業組合等の設立や活動に対する支援を行う。

今後の予定については、年内に愛媛県との事前協議、平成28年1月にパブリックコメントを行い、平成28年2月議会に上程の後、平成28年3月に次期計画に決定を行う予定となっている。計画の推進については、全庁的な協力体制が必要となるので、ご理解、ご協力をお願いする。

市民部長

「住民参加型組織設立支援」は、別子山住民自らが組織を作り、 そこで行う事業は、幅広に含まれると解釈してよいか。

事務局

住民が出資し、労働力も出す企業協同組合形式を想定しているが、その後の活動については、具体化してくれば協議していくことになる。

市 長

ここに掲載されていない事業は、過疎債の対象とはならないのか。

事務局

過疎計画を変更すれば可能。

市民部長

過疎計画を作成するにあたり、別子山支所の位置づけについて、 地元住民から意見はなかったか。現在の機能を維持していけば問題ないと考えているのか。

#### 事務局

具体的な意見はなかったが、今後支所を移転する際には、他の機能や生活サービスも集約した「小さな拠点」づくりが求められるものと考えており、今後、地元とも協議していくことになる。

市長

関係個所について、漏れ等がないか、再度確認していただきたい。

# (4) 新居浜市人口ビジョン及び総合戦略について

(企画部)

市 長

次に、「新居浜市人口ビジョン及び総合戦略について」企画部から説明をお願いする。

# 企画部長

人口ビジョンは、本市における人口の現状分析により、本市が 目指す将来の方向と人口の将来展望を示したものである。

人口の現状分析については、本市の人口は昭和55年をピーク に減少を続けており、自然増減では、平成14年以降、死亡者数 が出生者数を上回る自然減の状態が続いている。また、社会増減 では、平成14年までは社会減の状態が続き、その後一時期均衡 していたが、ここ数年は再び社会減となっている。本市の自然増 減の特徴として、未婚率は年々上昇しているが、全国平均を下回 っている。また、女性の平均初婚年齢を見ると、全国・愛媛県平 均に比べ、低くなっており、平成20~24年の合計特殊出生率 は1.80と、四国で最も高い値となっている。本市の社会増減 の特徴として、男女ともに10代での転出超過、20代・30代 前半での転入超過があるが、転出者数が転入者数を上回っており、 特に女性では、その傾向が顕著になっている。雇用・就業では、 製造業が基幹産業となっており、雇用や所得創出の面で高く貢献 しており、商業や医療・介護などが、地域雇用を支えている。ま た、市外から市内への通勤者が、市内から市外への通勤者数を約 2,000人上回っている。

次に、人口の将来展望については、合計特殊出生率が10年間で0.1ずつ上昇し、平成72年に2.3を達成するとともに、15年後の平成42年に、社会移動が均衡するという2つの前提条件をクリアすることによって、平成72年の目標人口を、社人研推計より1万5千人多い、9万人と設定している。

総合戦略は、人口ビジョンや国の政策 5 原則を踏まえ、その実 現に向けた今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的な施策を定め たものである。

新居浜市総合戦略のポイント、特徴は次の4項目となっている。 まず、1つ目は、本市の基幹産業であるものづくり産業の振興 と住友との連携強化、2つ目は、全国初の企業城下町版CCRC の導入、3つ目は、本市固有の観光資源である別子銅山近代化産 業遺産を活用した観光の振興、そして4つ目が、経済的支援など 子育て支援の充実と健康寿命の延伸である。

総合戦略では、4つの基本目標を定め、具体的施策を推進する ことにより、「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指 すこととしている。

1つ目の基本目標が「新たな雇用を創り出し、地元産業を振興します」、2つ目が「居住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します」、3つ目が「浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します」、4つ目が「市域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します」となっている。

施策の体系については、基本目標1では、4つの施策と9つの 具体的施策、基本目標2では、2つの施策と9つの具体的施策、 基本目標3では、3つの施策と6つの具体的施策、そして基本目 標4では、5つの施策と7つの具体的施策に取り組むこととして いる。

次に、施策の基本的方向と主要な施策については、重点施策を 説明する。

まず、施策1-1ものづくり産業の振興については、販路開拓への支援、新事業展開・産官学金連携の推進では、全国規模の展示会での市内企業の成約額をKPIとして設定し、3つの具体的取組を推進することとしている。ものづくり人材の確保と育成では、高校卒業者の製造業への就職内定者など2つをKPIとして設定し、10の具体的取組を推進することとしている。中小企業の経営体質の強化と企業価値の向上では、経営改善専門家派遣の受入企業数をKPIとして設定し、2つの具体的な取組を推進することとしている。

住友各社との連携強化と企業誘致の促進のうち、住友各社との 関係深化と新たな企業誘致の促進では、企業立地奨励金の対象と なる設備投資額をKPIとして設定し、3つの具体的な取組を推 進することとしている。 企業城下町版CCRCの導入では、実現したCCRC件数をKPIとして設定し、新居浜市CCRC推進協議会の設立と基本構想の策定、事業の推進を図ることとしている。

次に、施策2-2交流人口の拡大のうち、別子銅山近代化産業 遺産等を活用した観光の振興では、マイントピア別子の入込客数 など2つのKPIを設定し、8つの具体的な取組を推進すること としている。

施策 3-2子育て支援の充実のうち、子育て世帯の経済的支援の充実では、現実の子どもの数をKPIとして設定し、4つの具体的な取組を推進することとしている。安心して子育てができる環境の整備では、地域子育て支援拠点施設の利用者数など2つをKPIとして設定し、7つの具体的な取組を推進することとしている。

次に、健康寿命の延伸のうち、健康長寿社会の実現では、がん 検診受診率をKPIとして設定し、6つの具体的な取組を推進す ることとしている。

出納室長

人口ビジョンの中で、平均初婚年齢を妻だけ表示しているが、 夫を表示していない理由は。

事務局

特に理由はない。新居浜市は、他市に比べて初婚年齢が低く、 比較的早く子供を産むため、20代の出生率が高い。それを表示 したかった。おそらく夫も同じ傾向になると思われる。

市民部長

男性の未婚率が高いということは、市内で婚活をするよりは、 他市から女性を連れてくるといった戦略の転換を図ってもよいの では。

事務局

男性の未婚率が高いのは全国的な傾向にある。昨日、「ナイナイのお見合い大作戦(観音寺市)」の番組を放映していたが、新居浜市でもできればおもしろい。

副市長

転入者・転出者数(平成17→22年)は合計値か。

事務局

平成17年と平成22年に実施された国勢調査の差である。アンケート調査では、7割の理由が転勤・就職・結婚となっている。

市長	総合戦略については、これから5年間、各部局で責任を持って 取り組み、実績も出してもらう必要がある。達成可能な目標かど うか、再度確認していただきたい。
建設部長	よくできた計画であるが、どこが責任を持って取り組むのか、 所管が曖昧にならないよう、明確なロードマップ作りが必要。
市長	本日の議題は以上であるが、他に連絡事項等はあるか。
副市長	先日副市長会で、還付金等の詐欺の話があり、警察から「市が ATMで還付金の手続きをお願いすることはありません」とった 啓発文を納付書等の封筒に入れてほしいとの要望があったので、 対応をお願いしたい。
事務局	12月議会から、共通フォルダ内の答弁書ファイルについて、 一般の職員は一般質問が終わってから、全ての答弁を見ることが できるよう改めたい。詳細については、庶務担当会議で報告する。
市長	他に連絡事項等あるか。なければこれで第8回庁議を終了する。